（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の認定医薬品等外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（四）医療機器又は体外診断用医薬品の登録外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

（五）再生医療等製品の製造業者の場合

（略）

備　考

1～3　（略）

4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（六）再生医療等製品の認定再生医療等製品外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

様式第二十七号（第八十五条、第九十一条の七十三、第九十一条の百四十八関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の選任外国製造医薬品等製造販売業者の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の選任外国製造医療機器等製造販売業者の場合

（略）

（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の認定医薬品等外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

（新設）

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（四）医療機器又は体外診断用医薬品の登録外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1・2　（略）

（新設）

（五）再生医療等製品の製造業者の場合

（略）

備　考

1～3　（略）

（新設）

（六）再生医療等製品の認定再生医療等製品外国製造業者の場合

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

（新設）

様式第二十七号（第八十五条、第九十一条の七十三、第九十一条の百四十八関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の選任外国製造医薬品等製造販売業者の場合

（略）

備　考

1・2　（略）

（新設）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の選任外国製造医療機器等製造販売業者の場合

（略）